

第14回議会運営委員会会議録

- 1 開会日時 令和2年8月28日（金）午後1時33分
- 2 閉会日時 令和2年8月28日（金）午後1時36分
- 3 会議場所 議会委員会室
- 4 出席委員
3番 佐藤 武君 4番 佐々木雄司君 5番 光成 良充君
6番 保田 守君 13番 福木 京子君 15番 岡崎 達義君
16番 下山 哲司君
18番 金谷 文則議長
- 5 欠席委員
な し
- 6 説明のために出席した者
な し
- 7 事務局職員出席者
議会事務局長 元宗 昭二君 副 参 事 黒田 未来君
- 8 協議事項 1) 赤磐市議会委員会条例の一部改正について
- 9 議事内容 別紙のとおり

午後 1 時33分 開会

○委員長（下山哲司君） それでは、お疲れさまでございます。

ただいまから第14回議会運営委員会を開会いたします。

協議事項 1 番目、赤磐市議会委員会条例の一部改正について。

8月20日開催の議会運営委員会で常任委員会の所管委員会の名称を変更する委員会条例の一部改正を決定し、同日の全員協議会で説明をいたしました。全協の中でも反対の意見はなく、決定いたしましたので、本日お手元に委員会条例の改正案と新旧対照表を配付しております。

それでは、議会事務局長から説明をお願いいたします。

局長。

○議会事務局長（元宗昭二君） それでは、お手元の資料をお願いしたいと思いますが、条文のほうでもお分かりになるかと思うんですけども、新旧対照表のほうが分かりやすいと思いますので、そちらを御覧いただければと思います。

改正後の部分を説明させていただきたいと思います。

第2条の部分ですけれども、こちらにつきましては常任委員の所属常任委員会の名称、そして委員定数及びその所管について規定されてるところでございます。その中の2項です。そちらの第1号につきましては総務常任委員会、こちらが旧では総務文教常任委員会となっております。したがって、所管の部分も教育委員会の部分が改正後はここからなくなっております。(2)、こちらは第2号です、厚生文教常任委員会、こちらは旧は厚生常任委員会ということでした。したがって、所管につきましても、教育委員会がこちらのほうに入ってきております。旧では入っておりませんでしたということでございます。

それで次に、附則の部分になります。まず、附則の部分で、1項につきましては施行期日を規定しております。これにつきましては、この条例は令和2年11月1日から施行するというところでございます。そして、2項、3項につきましては、経過措置ということで規定をしております。この経過措置につきまして少し説明をさせていただきます。

常任委員会の所管の変更によります委員会条例の改正は、改正前の常任委員会と改正後の常任委員会の実質が変わることになります。改正前の常任委員会は、改正後の常任委員会と同じものとみなすことができませんので、同一性がなくなってまいります。したがって、改めて委員の選任、正副委員長の互選、閉会中の継続審査の議決をする必要がございますが、この附則で経過措置を規定しておきますと、改正後の常任委員会に引き継がれますので、経過措置2項と3項に記載しております。経過措置の2項は委員、正副委員長の規定、また委員の任期を改正前の委員の残任期間とする旨の規定、3項につきましては継続審査の規定となっております。

以上でございます。

○委員長（下山哲司君） ありがとうございます。

ただいま説明がございました。

ただいまの説明について委員さんから何か質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） それでは、ないようですので、そのように決定いたしました。

提出者は議会運営委員長の私とさせていただきます。

以上をもちまして第14回議会運営委員会を閉会としたいと思います。

お疲れさまでした。

午後1時36分 閉会